

## (参考) 一般放送に係る登録免許税の課税の範囲について

### 1. 登録免許税の課税について

放送法等の一部を改正する法律による改正後の登録免許税法（昭和42年法律第35号）に基づき、平成23年6月末現在、一般放送に係る登録免許税については、放送法第126条第1項の一般放送事業者の登録又は同法第130条第1項の変更登録（同法第126条第2項第2号の一般放送の種類増加に係るもの又は同項第4号の業務区域の増加に係るもの（これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。）に限る。）にそれぞれ、90,000円の登録免許税がかかることとなっている。

### 2. 変更登録の課税の範囲

- ① 一般放送の種類増加
- ② 業務区域の拡大（登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。）

①は、有線一般放送を行っている者が衛星一般放送を行うための変更登録を行う場合等を想定している。②については、例えば、これまで有線一般放送の業務区域を東京都内としていた者が、新たに神奈川県においても業務を行う場合に作る変更登録を想定しており、業務区域の拡大をしたとしても東京都内に収まる変更登録であれば、登録免許税はかからない。

### 3. 登録免許税・手数料一覧表

		【登録免許税】	【手数料】
放送法	登録	1件につき 90,000円	なし
	変更登録 種類増加等 (※)	1件につき 90,000円	なし
	その他	非課税	なし

※ 課税の対象となるのは、①一般放送の種類増加、②業務区域の拡大（登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。）に係る変更登録の場合。